

障害児の取扱いについて

対象者	サービス 重度包括 (児童サービス有)	行動援護 (児童サービス有)	重度訪問介護 (児童サービス無)	短期入所 (児童サービス有)	居宅介護・デイ (児童サービス有)
障害児	概ね 15 歳以上を対象 106 項目調査 市町村審査会で重度包括対象者相当との判定	10 項目調査 + 行動援護 12 項目調査 10 点で支給対象	-	10 項目調査 単価区分 1 ~ 3	10 項目調査
【特別な場合】 者のサービスが必要な 15 歳以上の障害児	-	-	児童相談所長の通知 者と同じ手続きで対象となるかの判定	-	-